



千歳市立地適正化計画の評価

2022 2026 2041

令和8年10月
千歳市

00

目次

01 計画の概要	1
（１）立地適正化計画とは	1
（２）千歳市立地適正化計画の策定	1
（３）計画の位置づけ	2
（４）計画の目標年次	2
（５）まちづくり方針	3
（６）目指すべき都市の骨格構造	4
（７）施策・誘導方針	5
（８）居住誘導区域、都市機能誘導区域及び活動・交流促進地区の設定	6
（９）目標値	7
（10）計画の評価	8
02 計画策定以降の取組や状況の整理	9
（１）誘導施策の実施状況	9
（２）居住誘導区域や都市機能誘導区域に関する届出件数	15
（３）誘導施設の立地状況	16
（４）防災指針に基づく取組の実施状況	17
03 計画の評価	21
（１）目標値の評価・検証	21
（２）計画の見直し	32

01 計画の概要

（１）立地適正化計画とは

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条に位置づけられる「市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン」であり、おおむね以下の内容について定めます。

■立地適正化計画の区域

都市計画区域内でなければならず、都市計画区域全体とすることが基本。

■立地適正化計画の基本的な方針

計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、定量的な目標を設定。

■居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

■都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

■誘導施設

都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設。

※都市機能増進施設は、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

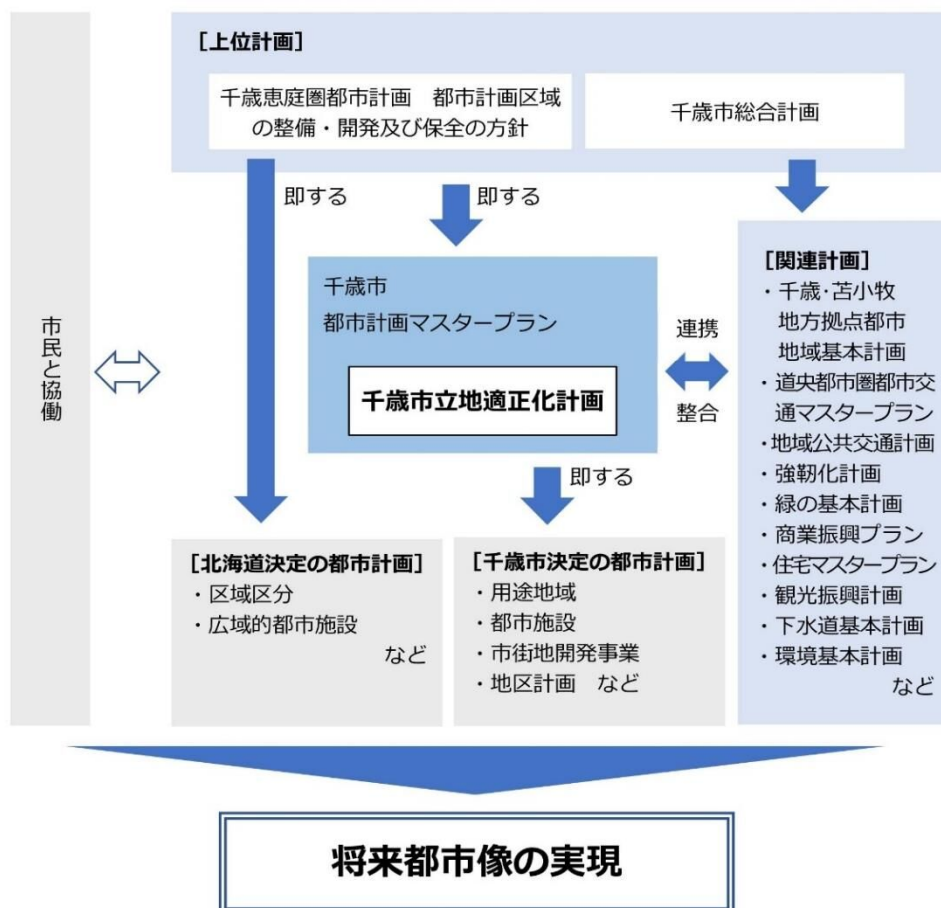
（２）千歳市立地適正化計画の策定

千歳市では、令和 4 年（2022 年）3 月 1 日に千歳市立地適正化計画を策定し、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日に公表しています。計画に基づき目指すべきまちの将来都市像を実現するため、医療・福祉・商業等の都市機能の立地や公共交通の充実等を図るとともに、人口増加の機会を生かした都市機能の増進のほか、安全性や利便性の確保を進め、人口減少に転じる前から人口減少期を見据えた計画とすることで持続可能なまちづくりを進めています。

(3) 計画の位置づけ

千歳市立地適正化計画は、千歳市都市計画マスタープランの一部であり、「千歳市総合計画」及び北海道が定める「千歳恵庭圏都市計画 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」に即し、各関連計画と連携・整合を図りながら、都市再生特別措置法に基づく施策や関連する都市計画事業、その他のまちづくり施策を進め、将来都市像の実現を図るものとなっています。

図 立地適正化計画の位置づけ



(4) 計画の目標年次

計画の目標年次については、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した計画とし、令和 23 年（2041 年）を目標年次としています。

(5) まちづくり方針

都市機能や居住を誘導していくため、課題に基づいた目的を明確化し、効果的な施策を実施する基本方針となるまちづくり方針を定めており、「千歳市第3期都市計画マスタープラン」の将来都市像、都市づくりの5つの基本目標と連動するものとしています。

都市づくりの目標のうち、[安全]に関する部分は、防災指針にてその内容を具体化しています。

将来都市像



人をつなぐ: 人口の増加を維持し、多彩な市民や企業、団体、行政が互いにつながり支え合いながら、人と活力、魅力があふれる“幸せを感じるまち”

世界をつなぐ: まちの勢いを持続し、人や企業が新千歳空港を通じて世界とつながり、国籍を問わず多様な人・価値観を受け入れる“開かれたまち”

空のまち: 村民の手によって造られた一本の着陸場を原点とする開拓精神や空港とともに歩んできた歴史をまちの誇りに、空港とともに成長・発展し、人と物が活発に行き交う“活力あふれるまち”

□ まちづくり方針

千歳市は、人口減少傾向が著しい北海道において、人口増加が見込まれる数少ない都市です。この人口増加の機会を生かし、都市機能の増進、安全性や利便性の確保を進めることで持続可能な都市構造の構築につなげ、人口減少に転じる前から人口減少期を見据えたまちづくりを進めます。

まちづくり方針1. [人口増加期]

■ 人口増加の機会を生かした、都市の活力増進や居住の場を確保します。

空港機能の強化や広域交通機能の拡充を背景とした人口増加の見通しを更なる発展の機会と捉え、都市機能の維持・誘導により、引き続き都市の活力増進を図ります。これにより市内への子育て世代を含む生産年齢層のニーズを高め、新たな住宅地の形成や既存ストックの活用により居住の場の確保を図ります。

まちづくり方針2. [人口減少期を見据えて]

■ 将来の人口減少や更なる少子高齢化に備え、歩いて暮せる生活利便性の高い地区の形成を進めます。

将来の人口減少により、一定の人口密度に支えられてきた生活利便機能が低下するのを防止し、高齢になっても健康的に住み続けられ、あらゆる世代にとって便利な環境とするため、集積している都市機能を生かし、歩いて暮せる生活利便性の高い地区の形成を図ります。

（６）目指すべき都市の骨格構造

まちづくり方針を踏まえ、課題に対応するため、市内各地に身近な拠点を配置し、それらが中心拠点を補完することで、拠点周辺から縁辺部まで、便利に住み続けられる環境を維持・拡充する『多核連携型』都市構造を目指しています。

千歳市が目指す『多核連携型』都市構造における拠点は、これまでのまちづくりの進捗や都市機能の集積などを踏まえ、８拠点としています。

目指すべき都市の骨格構造

将来にわたり住み続けられる『多核連携型』都市構造

■ 中心拠点（１か所）

（JR 千歳駅・市役所周辺）

■ 生活・活動拠点（５か所）

（JR 長都駅周辺、泉沢タウンセンター地区周辺、
国道 36 号沿道、中央大通沿道、30 号通沿道）

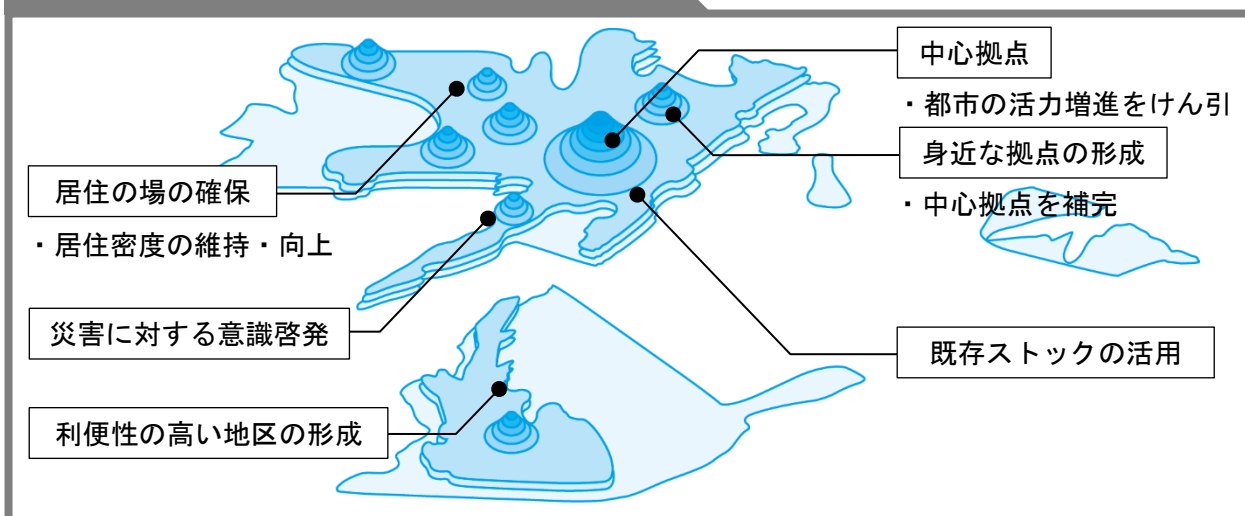
■ 医療・生活拠点（１か所）

（市立千歳市民病院周辺）

■ 福祉・生活拠点（１か所）

（大和）

目指すべき都市の骨格構造イメージ



(7) 施策・誘導方針

目指すべき都市の骨格構造を踏まえ、課題に対する施策・誘導方針を次のとおりとしています。

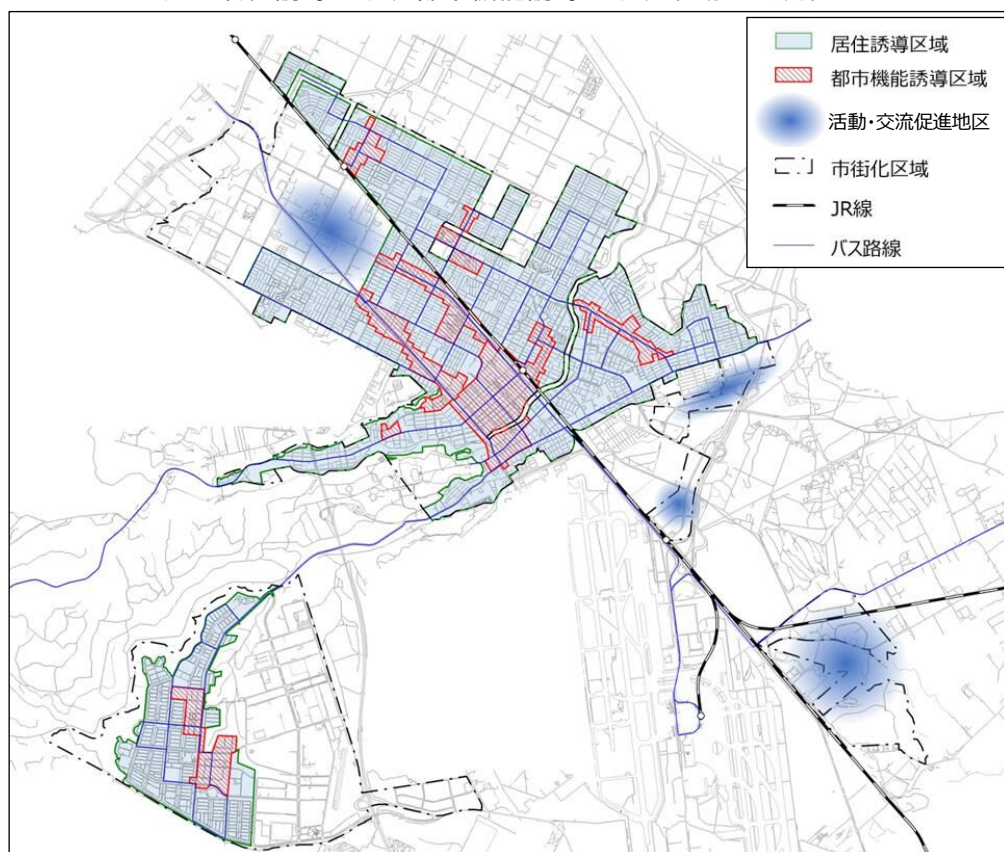
課題	施策・誘導方針
[子育て世代を含む生産年齢層を中心としたニーズに対応する居住の場を確保する必要があります。]	・新たな住宅地の形成や既存ストックの活用により居住の場の確保を図ります。 ・移住・定住を促進するため、働く場の確保に努めます。
[生活利便性を確保し、高齢化対策や人口の維持を図る必要があります。]	・拠点へ都市機能の維持・集積を促し、拠点周辺で利便性の高い地区を形成することで、将来、人口減少しても一定程度の人口密度の維持に努めます。
[泉沢地域は、子育て世代を含む生産年齢層を中心とした居住誘導を図る必要があります。]	・泉沢地域は、住み替えを促進するとともに、子育てしやすい住環境の維持を図り、居住密度の維持に努めます。
[人口増加を維持していくため、集積している都市機能を生かし、都市の活力増進を継続する必要があります。]	・集積している都市機能や既存ストックを生かしつつ、だれもが便利に暮らせる機能の維持・集積、特に中心拠点では、集客性のある都市機能の集積を促します。
[生活利便性を低下させないよう都市機能を維持する必要があります。]	・市内各地に拠点を配置することで、周辺住民の生活利便サービスの利用を促し、将来にわたり都市機能の維持に努めます。
[中心市街地地区に、にぎわいや活気を創出する必要があります。]	・中心拠点として、行政や商業、文化、福祉などの施設の集積を促します。
[高齢者のみならず子育て世代を含む生産年齢層の市民が便利で健康的に歩いて暮らせるよう利便性の高い地区の形成を進めていく必要があります。]	・拠点の周辺に徒歩や公共交通で生活利便サービスを利用できる利便性の高い地区の形成を促します。
[使いやすい公共交通を引き続き確保していく必要があります。]	・一定程度の人口密度を維持することで、公共交通の利用を促し、将来にわたり公共交通の確保に努めるとともに、駅などの交通結節機能の強化を図ります。
[既存の施設や都市施設を有効に活用する必要があります。]	・公共・公益施設は、拠点への集約や統廃合も含めた今後の施設のあり方、修繕を検討し、道路や下水道などの都市施設は、既存ストックの有効活用を図ります。
[市民や事業者の災害に対する意識啓発を図る必要があります。]	・土砂災害の発生が懸念される個所は、市民や事業者の災害に対する意識啓発を図ります。

（８）居住誘導区域、都市機能誘導区域及び活動・交流促進地区の設定

目指すべき都市の骨格構造などを踏まえ、人口密度の維持により生活サービスなどが持続的に確保されるよう居住を誘導する居住誘導区域、医療・福祉・商業等の各種サービスの効率的な提供を図る都市機能誘導区域を設定し、都市機能誘導区域には、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設となる誘導施設を設定しています。

また、働く場の確保による移住・定住促進などのため、市独自区域として活動・交流促進地区を設定しています。

図 居住誘導区域、都市機能誘導区域、活動・交流促進地区



□ 誘導施設

区分	誘導施設	誘導する都市機能誘導区域
商業	3,000㎡を超え 10,000㎡以下の生鮮食料品を扱う小売店舗	中心拠点・生活・活動拠点
	10,000㎡を超える生鮮食料品を扱う小売店舗	中心拠点
医療	病院（２次救急医療機関）	中心拠点
	市立千歳市民病院	医療・生活拠点
高齢者福祉	総合福祉センター	中心拠点
	地域包括支援センター	生活・活動拠点・医療・生活拠点・福祉・生活拠点
子育て・教育・文化	千歳市民文化センター	中心拠点
その他	行政施設（市役所など）	中心拠点

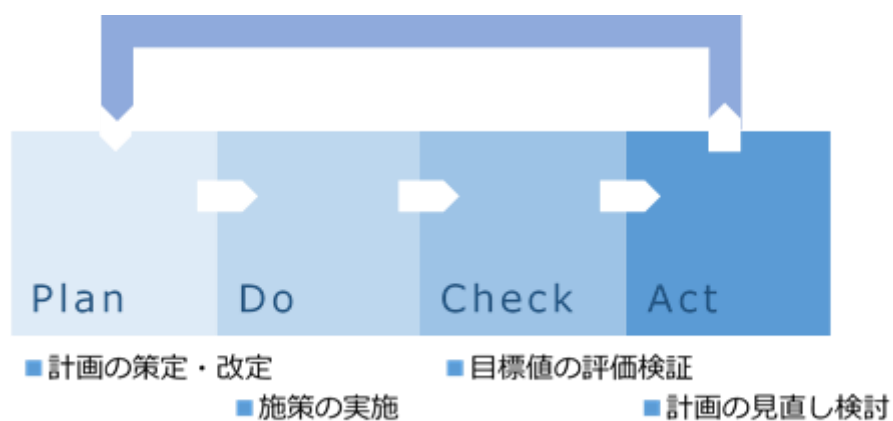
(9) 目標値

『多核連携型』都市構造の構築に必要な「居住の誘導」、「都市機能の誘導」、「公共交通」や防災まちづくりに必要な「治水対策」、「防災体制づくり」の進捗を計るため、千歳市第7期総合計画や千歳市強靱化計画と整合を図りながら目標値を設定しています。

項目	区分	指標	現況値・基準値	中間目標値 ・目標値	備考
『多核連携型』都市構造の構築	居住の誘導	居住誘導区域の人口密度(グロス)	H27年(2015年) 49.5人/ha	R12年(2030年) 49.5人/ha R22年(2040年) 49.5人/ha	・居住誘導区域面積に対する国勢調査人口の割合 ※人口は、居住誘導区域にすべて、または一部含まれる字・丁目人口の合計
		泉沢地域の居住誘導区域の人口	H27年(2015年) 9,347人	R12年(2030年) 9,200人 R22年(2040年) 8,800人	・泉沢地域の居住誘導区域内の国勢調査人口 ※人口は、居住誘導区域にすべて、または一部含まれる字・丁目人口の合計 ・人口減少率を半減
	都市機能の誘導	都市機能誘導区域に誘導施設が立地している割合	R3年度(2021年度) 68%	R12年(2030年) 68%以上 R22年(2040年) 68%以上	・都市機能誘導区域(8区域)ごとの誘導種別における誘導施設の立地割合
		中心市街地の歩行者通行量	R元年度(2019年度) 20,968人	R12年度(2030年度) 21,605人	・千歳市第7期総合計画と連動 ・年1日(日曜日)の歩行者通行量
	公共交通	路線バス利用者数	R元年度(2019年度) 5,911人	R12年度(2030年度) 6,200人	・千歳市第7期総合計画と連動 ・夏季、冬季の乗降調査による人数
防災指針	治水対策	普通河川の浚渫延長	R元年度(2019年度) 1,060m	R7年度(2025年度) 4,060m R12年度(2030年度) 6,560m	・千歳市第7期総合計画、千歳市強靱化計画と連動 ・浚渫延長の累計
	防災体制づくり	個別計画参加町内会数	R元年度(2019年度) 93町内会	R7年度(2025年度) 98町内会 R12年度(2030年度) 102町内会	・千歳市第7期総合計画、千歳市強靱化計画と連動 ・災害時避難行動要支援者個別計画に参加している町内会数
		自主防災組織活動カバー率	R元年度(2019年度) 78.17%	R7年度(2025年度) 81% R12年度(2030年度) 83.5%	・千歳市第7期総合計画、千歳市強靱化計画と連動 ・全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合

(10) 計画の評価

計画の評価については、都市計画運用指針に基づき、おおむね五年ごとに目標値の評価検証を行うよう努め、計画を見直す必要がある場合には、適宜、計画の見直しを行います。



02 計画策定以降の取組や状況の整理

目標値の評価・検証を行うため、計画策定以降の誘導施策の実施状況、居住誘導区域や都市機能誘導区域に関する届出件数、誘導施設の立地状況及び防災指針に基づく取組の実施状況を整理します。

（１）誘導施策の実施状況

施策・誘導方針に基づき、都市全体を見渡し、有効性が高いと考えられるものを検討するとしている居住や都市機能に関する誘導施策などについて、主な実施状況を整理します。

誘導施策について、計画策定以降に実施したものは次のとおりであり、様々な誘導施策を実施しています。なお、居住や都市機能の誘導に寄与するなど重複して効果のある誘導施策には、※印を付けています。

□ 居住に関する誘導施策

・居住誘導区域外の一定規模以上の住宅の建築・開発に係る届出

→都市再生特別措置法第 88 条の規定に基づく届出の際に、立地適正化計画の趣旨の説明を実施しています。

・新たな住宅地の形成

→居住の場を確保するため、北信濃及び根志越地区の一部を市街化区域に編入する都市計画変更を実施しています。

→居住誘導区域内の居住の場を確保するため、幸町、大和及び北斗地区の市有地の売却を実施しています。

・地区計画などによる良好な住環境の維持・形成

→居住誘導区域内で地区計画を定めている地区において、良好な住環境の維持・形成を図るため、地区の特性に応じた建築物の用途や望ましい建て方などの誘導を実施しています。

・用途地域や地区計画などの変更

→清水町、幸町、千代田町、栄町、錦町及び末広地区において、土地の高度利用の促進と都市機能の向上を図るため、近隣商業地域の容積率変更を実施しています。※1

→富丘地区において、中高層を主体とした良好な住宅地の形成及び医療や日常生活を支える施設などが集積する拠点の形成を図るため、用途地域の変更を実施しています。※2

・住まいに関する情報提供、空き家バンクなど、様々な住宅施策の推進

- 移住を検討している方や住まいに関する各種支援制度を知りたい方、空き家・空き地を探している方などを対象に、住まいに関する情報の提供を実施しています。
- 空き家の解体などを検討している方を対象に、千歳市版解体費用シミュレーターや千歳市版固定資産税シミュレーターなど解体工事に関する情報の提供を実施しています。
- 空き家及び空き地の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図るため、所有者から売買などの希望があった場合、北海道空き家情報バンクに関する情報提供を実施しています。
- 住まいに関する支援のため、住宅の新築、増築、改修などの各種手続きについて、相談対応及び情報提供を行う住まいのコンシェルジュ（住宅総合相談員）を設置しています。
- 耐震診断及び耐震改修を促進するため、木造戸建住宅の無料簡易耐震診断や一般耐震診断、耐震改修費用の一部助成などの住宅施策を実施しています。
- 市民が安心かつ安全に暮らすことができる生活環境の維持・向上を図るため、市の空き家等対策の基本的な考え方を示す千歳市空き家等対策計画を令和6年（2024年）3月に策定し、空き家等に関する施策を推進しています。
- 若年・子育て世帯の定住促進のため、新築・中古住宅の取得支援事業を実施しています。

・泉沢地域は、子育てしやすいゆとりある住環境の維持保全

- 泉沢地区において、工業機能の充実や産業機能の集積、土地の有効利用の促進を図るとともに、働く場の確保により職住近接を促し子育てしやすい住環境の形成につながる工業専用地域の建蔽率変更を実施しています。
- 文京地区において、地域の生活利便性の向上に資する土地利用の促進や少子・高齢化が進んでも日常生活を支える施設などが集積する拠点の形成を図るため、用途地域の変更を実施しています。※3
- 平和地区において、先端技術産業など産業機能の集積や物流業務施設を主体とした土地利用の促進を図るとともに、働く場の確保により職住近接を促し子育てしやすい住環境の形成につながる地区計画の変更を実施しています。

□ 都市機能に関する誘導施策

・都市機能誘導区域外の誘導施設の整備に係る届出

→都市再生特別措置法第 108 条の規定に基づく届出の際に、立地適正化計画の趣旨の説明を実施しています。

・地区計画などによる良好な環境の維持・形成

→良好な環境の維持・形成を図るため、都市機能誘導区域内で地区計画を定めている地区において、地区の特性に応じた建築物の用途や望ましい建て方などの誘導を実施しています。

・用途地域や地区計画などの変更

→清水町、幸町、千代田町、栄町、錦町及び末広地区において、土地の高度利用の促進と都市機能の向上を図るため、近隣商業地域の容積率変更を実施しています。※1

→富丘地区において、中高層を主体とした良好な住宅地の形成及び医療や日常生活を支える施設などが集積する拠点の形成を図るため、用途地域の変更を実施しています。※2

→文京地区において、地域の生活利便性の向上に資する土地利用の促進や、少子・高齢化が進んでも日常生活を支える施設などが集積する拠点の形成を図るため、用途地域の変更を実施しています。※3

・商店街における空き店舗の増加防止等に係る取組の支援

→遊休不動産の活用を進めるため、中心商店街等における空き店舗を活用して事業を行う方に対して、開業に伴う経費の一部を助成する中心商店街等空き店舗利用促進事業を実施しています。

・中心市街地をマネジメントするためのエリアプラットフォームの構築

→「まちの顔」について再度見直し、時代の変化を捉え、目指す将来像を描くため、ちとせ未来ビジョンを令和5年（2023 年）2月に策定し、ちとせエリアプラットフォームを構築しています。

・JR 千歳駅やグリーンベルト、千歳川周辺で居心地がよく歩きたくなるような歩行・滞留空間の形成

→まちづくりに関する知識向上やエリアマネジメントを推進する機運醸成を図るため、エリアマネジメント勉強会等を開催し、居心地がよく歩きたくなるような歩行・滞留空間の形成を推進しています。

→千歳川周辺の親水公園や遊歩道の整備・利活用を目指す「千歳市かわまちづくり計画」を策定し、ハード・ソフトが一体となった空間づくりを進めています。

・ **公共未利用地の活用促進**

→富丘地区の市営住宅を集約し中層建築物に建て替え、必要な敷地面積の低減を図ることで余剰地を生み出し、土地の有効活用の可能性を示す富丘団地建替事業基本計画を策定しています。

→少子・高齢化が進んでも、日常生活を支える施設などが集積する拠点の形成を図るため、文京地区の市有地の売却を実施しています。

・ **大和地区のコミュニティセンターの整備**

→令和9年度（2027年度）中の供用開始に向けて大和地区のコミュニティセンターの整備を進めています。

・ **JR 千歳駅や市立千歳市民病院の交通結節点としての機能向上**

→JR 千歳駅の機能向上や混雑を緩和するため、西口の駅前広場を完全ロータリー化したことに加え、東口の駅前広場にマイクロバス専用レーンを設置するなど、駅前広場整備を実施しています。※4

□ その他の施策

活動・交流促進地区

・地区計画などによる良好な環境の維持・形成

→活動・交流促進地区内で地区計画を定めている地区において、良好な環境の維持・形成を図るため、地区の特性に応じた建築物の用途や望ましい建て方などの誘導を実施しています。

・用途地域や地区計画などの変更

→美々地区において、産業機能などの強化を図り土地利用を促進するとともに、活動・交流促進地区の形成につながる用途地域及び地区計画の変更を実施しています。

→北信濃地区において、周辺の工業地の利便性向上を図るとともに、活動・交流促進地区の形成を図るため、用途地域及び特別用途地区の変更を実施しています。

・製造業をはじめ多様な企業の立地を促進する企業誘致の推進

→企業の立地意向を把握した企業誘致を推進するため、製造業をはじめとした多様な企業への訪問や各種産業展示会への出展を実施しています。

→最先端半導体製造拠点の立地を契機として、半導体エコシステムの構築に向けた取り組みを実施しています。

・企業などが取り組むリモートワーク等の多様な働き方を支援し、サテライトオフィス等の設置を促進

→会社や自宅以外でのリモートワークなど多様な働き方の実践のため、千歳アルカディア・プラザに南千歳テレワークステーションを開設するテレワーク環境整備事業を実施しています。

公共交通

・円滑な交通確保に向けた都市幹線街路の整備

→周辺の土地利用計画との整合を図り、円滑で安全な交通を確保するため、29号通の整備を実施しています。

→産業機能などの強化を図り、美々西通、美々南通の整備を実施しています。

・市内各地点のバス路線網を確保した快適で利用しやすい公共交通の充実

→将来にわたって持続可能な公共交通を維持・確保するため、千歳市地域公共交通計画に基づき、快適で利用しやすい公共交通の充実を図る取組を実施しています。

→美々地区における立地企業の増加や新千歳空港の乗降客数増加などの需要に対応するため、バス路線を新設しています。

→各地区の利便性向上や学生の路線バス利用を促進するため、バスの増便やバス路線の延長を実施しています。

・ JR 千歳駅や市立千歳市民病院の交通結節点としての機能向上

→JR 千歳駅の機能向上や混雑を緩和するため、西口の駅前広場を完全ロータリー化したことに加え、東口の駅前広場にマイクロバス専用レーンを設置するなど、駅前広場整備を実施しています。※4

財政

・ 公共施設等総合管理計画の考えに基づいた計画的な改修や修繕、統廃合の検討

→個別施設計画未策定の集会施設等について、各施設の今後の方向性を定めるため、千歳市集会施設等個別施設計画を令和8年（2026年）3月に策定し、計画的な改修や修繕、統廃合の検討を実施しています。

・ 定期的な点検と診断結果に基づく道路施設の計画的な整備と適切な維持管理

→道路施設のメンテナンスサイクルを明確にし、効率的かつ効果的な維持管理に努め、整備を必要とする道路施設の修繕や更新などの整備を計画的に実施するため、千歳市道路施設維持修繕計画を令和7年（2025年）3月に改訂し、道路施設の計画的な整備と適切な維持管理を実施しています。

・ 水道や下水道施設の適切な維持管理や老朽化した管等の施設更新

→水道や下水道施設の正常な機能維持のため、定期的な点検・調査を実施した上で、適切な維持管理や老朽化した管等の修繕や更新を実施しています。

災害

・ 土砂災害警戒区域を居住誘導区域外に設定

→市民や事業者の災害に対する意識啓発を図るため、ホームページや窓口で立地適正化計画の趣旨の説明を実施しています。

(2) 居住誘導区域や都市機能誘導区域に関する届出件数

居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発などを行おうとする場合、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築目的の開発行為などをする場合、もしくは都市機能誘導区域内の誘導施設を休止・廃止する場合は、都市再生特別措置法に基づき、市へ届出が必要であり、その届出件数を整理します。届出件数は、次のとおりです。

令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までに合計37件の届出があり、居住誘導区域に関する届出は36件、都市機能誘導区域に関する届出は1件となっています。居住誘導区域に関する届出については、居住の場を確保するため市街化区域に編入した、あずさ4丁目における届出が多くを占めています。また、都市機能誘導区域に関する届出については、3,000㎡を超え10,000㎡以下の生鮮食料品を扱う小売店舗が都市機能誘導区域外に1件立地しています。

□ 届出件数

年度	居住誘導区域に関する届出		都市機能誘導区域に関する届出		
	開発行為	建築等行為	開発行為	建築等行為	休廃止
令和4年度 (2022年度)	2件	1件	0件	0件	0件
令和5年度 (2023年度)	0件	2件	0件	1件	0件
令和6年度 (2024年度)	0件	15件	0件	0件	0件
令和7年度 (2025年度)	0件	16件	0件	0件	0件
合計	2件	34件	0件	1件	0件

(3) 誘導施設の立地状況

医療や福祉、子育て支援、商業など居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものとして設定した誘導施設について、都市機能誘導区域内での立地状況を整理します。都市機能誘導区域内での誘導施設の立地状況は次のとおりです。令和7年度（2025年度）においては、13か所に誘導施設が立地しており、令和3年度（2021年度）時点から各拠点での立地を維持しています。

□ 立地状況

誘導施設	拠点名	R3年度 (2021年度)	R7年度 (2025年度)
3,000㎡を超え 10,000㎡以下の生鮮食料品を扱う小売店舗	中心拠点 (JR千歳駅・市役所周辺)	立地	立地
	(JR長都駅周辺)	立地※	立地※
	(泉沢タウンセンター地区周辺)	—	—
	生活・活動拠点 (国道36号沿道)	立地	立地
	(中央大通沿道)	—	—
	(30号通沿道)	立地	立地
10,000㎡を超える生鮮食料品を扱う小売店舗	中心拠点 (JR千歳駅・市役所周辺)	立地	立地
病院(2次救急医療機関)	中心拠点 (JR千歳駅・市役所周辺)	立地	立地
市立千歳市民病院	医療・生活拠点 (市立千歳市民病院周辺)	立地	立地
総合福祉センター	中心拠点 (JR千歳駅・市役所周辺)	立地	立地
地域包括支援センター	(JR長都駅周辺)	—	—
	(泉沢タウンセンター地区周辺)	立地	立地
	生活・活動拠点 (国道36号沿道)	—	—
	(中央大通沿道)	—	—
	(30号通沿道)	—	—
	医療・生活拠点 (市立千歳市民病院周辺)	立地	立地
	福祉・生活拠点 (大和)	立地	立地
千歳市民文化センター	中心拠点 (JR千歳駅・市役所周辺)	立地	立地
行政施設 (市役所など)	中心拠点 (JR千歳駅・市役所周辺)	立地	立地
誘導施設が立地しているか所数		13か所	13か所

※10,000㎡を超える生鮮食料品を扱う小売店舗が立地しているため、誘導施設が立地しているとみなしています。

(4) 防災指針に基づく取組の実施状況

防災・減災対策の計画的な取組により、居住誘導区域内にある災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため定めた防災指針に基づく取組について、主な実施状況を整理します。

防災指針に基づく取組の実施状況は、次のとおりであり、各種取組を実施しています。

□ 水災害

・千歳川流域における堤防整備の促進や普通河川などの適切な維持管理

→千歳川流域における堤防整備を促進するため、関係機関に対する要望活動を実施しています。

→普通河川などの浚渫や草刈りなどを実施しています。

・雨水調整池による流出抑制対策や排水機場、排水路整備など内水対策の推進

→排水機場のエンジン整備や電気設備の更新、排水路の床ざらい、草刈りなどを実施しています。

・河川の浚渫など適切な維持管理

→河川の浚渫を令和4年度（2022年度）に260m、令和5年度（2023年度）に500m、令和6年度（2024年度）に320m、令和7年度（2025年度）に1,200m実施しています。

・自主防災組織の充実及び防災意識の啓発など市民防災の促進

→災害発生時における被害を最小限にするため、災害対応に必要な防災資機材を自主防災組織へ貸与しています。

→防災意識の啓発など市民防災を促進するため、市民防災講座を実施しています。

→令和8年度（2026年度）より「千歳市自主防災組織等活動支援助成金」を創設しています。

・防災行政無線などの情報提供手段の充実や防災情報共有システムを効果的に運用するための訓練等の実施

→防災行政無線の他に市のホームページやSNSを活用し、緊急情報などを発信できる体制を整備しています。

→防災情報共有システムを効果的に運用するため、石狩振興局が主催する防災情報共有システム合同訓練を実施しています。

・避難行動要支援者に対する安否確認と迅速な避難を支援する体制づくりの推進

→避難行動要支援者の安否について、要支援者名簿と指定避難所で作成される避難者名簿との照合や、民生委員・児童委員、自主防災組織等が保有する情報に基づき、確認を実施しています。

→避難行動要支援者に対する迅速かつ確実な安否確認及び避難支援を実現するため、町内会などで避難を支援する者を選定し、避難勧告等の伝達が円滑に行われる体制づくりの推進を実施しています。

・洪水・土砂災害ハザードマップの更新や防災訓練の実施

→洪水・土砂災害ハザードマップを令和5年（2023年）2月に更新しています。また、桂木地区において土砂災害対策工事が完了し、特別警戒区域の一部が警戒区域に変更されたため、土砂災害ハザードマップを令和6年（2024年）3月に更新しています。

→市民の防災意識を高めるため、市民参加型の総合防災訓練や避難所開設訓練を実施しています。

・指定避難所となる学校施設や公共・公益施設の適正な維持管理

→学校施設や公共・公益施設について、給水管の耐震化工事などの大規模改修や設備点検、保守点検、修繕などを実施しています。

・各避難所の非常時用物資を確保するための計画的な備蓄や適正配置の推進

→千歳市災害応急対策用品整備計画 第2期を令和5年（2023年）3月に策定し、整備計画に基づき備蓄の更新や追加、配備などを実施しています。

・緊急輸送道路の計画的な整備などの促進

→緊急輸送道路の定期的な点検や修繕、無電柱化などを促進しています。

・道路施設の定期的な点検や整備などの推進

→道路や橋梁、道路照明などの道路施設について、定期的な点検や整備などを実施しており、橋梁については順次耐震化を実施しています。

□ 土砂災害

- ・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を居住誘導区域外とし、防災に対する意識啓発の推進

→ホームページや窓口で立地適正化計画の趣旨の説明を実施しています。

- ・自主防災組織の充実及び防災意識の啓発など市民防災の促進

→災害発生時における被害を最小限にするため、災害対応に必要な防災資機材を自主防災組織へ貸与しています。

→防災意識の啓発など市民防災を促進するため、市民防災講座を実施しています。

→令和8年度（2026年度）より「千歳市自主防災組織等活動支援助成金」を創設しています。

- ・防災行政無線などの情報提供手段の充実や防災情報共有システムを効果的に運用するための訓練等の実施

→防災行政無線の他に市のホームページやSNSを活用し、緊急情報などを発信できる体制を整備しています。

→防災情報共有システムを効果的に運用するため、石狩振興局が主催する防災情報共有システム合同訓練を実施しています。

- ・避難行動要支援者に対する安否確認と迅速な避難を支援する体制づくりの推進

→避難行動要支援者の安否について、要支援者名簿と指定避難所で作成される避難者名簿との照合や、民生委員・児童委員、自主防災組織等が保有する情報に基づき、確認を実施しています。

→避難行動要支援者に対する迅速かつ確実な安否確認及び避難支援を実現するため、町内会などで避難を支援する者を選定し、避難勧告等の伝達が円滑に行われる体制づくりの推進を実施しています。

- ・洪水・土砂災害ハザードマップの更新や防災訓練の実施

→洪水・土砂災害ハザードマップを令和5年（2023年）2月に更新しています。また、桂木地区において土砂災害対策工事が完了し、特別警戒区域の一部が警戒区域に変更されたため、土砂災害ハザードマップを令和6年（2024年）3月に更新しています。

→市民の防災意識を高めるため、市民参加型の総合防災訓練や避難所開設訓練を実施しています。

・ **要配慮者利用施設の管理者等との連携を図った避難確保計画の策定や避難訓練実施の支援**

→要配慮者利用施設の管理者等との連携を図った避難確保計画とするため、町内会や民生委員、千歳警察署、消防、社会福祉協議会、自衛隊などの避難支援等関係者に要支援者名簿を提供し、避難所における安否確認等に活用しています。

→指定避難所までの避難に際しての課題や留意点をあらかじめ確認するため、町内会などに避難訓練の実施を促進しています。

・ **立地適正化計画の届出や勧告による立地誘導**

→ホームページや窓口で立地適正化計画の趣旨の説明を実施しています。

・ **指定避難所となる学校施設や公共・公益施設の適正な維持管理**

→学校施設や公共・公益施設について、給水管の耐震化工事などの大規模改修や設備点検、保守点検、修繕などを実施しています。

・ **各避難所の非常時用物資を確保するための計画的な備蓄や適正配置の推進**

→千歳市災害応急対策用品整備計画 第2期を令和5年（2023年）3月に策定し、整備計画に基づき備蓄の更新や追加、配備などを実施しています。

・ **緊急輸送道路の計画的な整備などの促進**

→緊急輸送道路の定期的な点検や修繕、無電柱化などを促進しています。

・ **道路施設の定期的な点検や整備などの推進**

→道路や橋梁、道路照明などの道路施設について、定期的な点検や整備などを実施しており、橋梁については順次耐震化を実施しています。

03 計画の評価

計画の進捗状況や妥当性等を精査・検討するため、実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証を行い、計画の見直しの必要性について整理します。

(1) 目標値の評価・検証

『多核連携型』都市構造の構築のため、生活サービスやコミュニティの持続的な確保に向けた「居住の誘導」、都市機能による各種サービスの効率的な提供に向けた「都市機能の誘導」、拠点間を結ぶ都市の骨格となる公共交通ネットワークの確保に向けた「公共交通」、また、防災まちづくりのための「治水対策」及び「防災体制づくり」の区分で、指標及び目標値を設定しています。

指標の基準値、評価年次となる現況値及び目標値は、次のとおりです。

項目	区分	番号	指標	基準値	現況値	中間目標値・目標値	
『多核連携型』都市構造の構築	居住の誘導	①	居住誘導区域の人口密度(グロス)	H27年 (2015年) 49.5人/ha	R7年 (2025年) 50.3人/ha	R12年 (2030年) 49.5人/ha	R22年 (2040年) 49.5人/ha
		②	泉沢地域の居住誘導区域の人口	H27年 (2015年) 9,347人	R7年 (2025年) 8,811人	R12年 (2030年) 9,200人	R22年 (2040年) 8,800人
	都市機能の誘導	③	都市機能誘導区域に誘導施設が立地している割合	R3年度 (2021年度) 68%	R7年 (2025年) 68%	R12年 (2030年) 68%以上	R22年 (2040年) 68%以上
		④	中心市街地の歩行者通行量	R元年度 (2019年度) 20,968人	—	R12年度 (2030年度) 21,605人	
	公共交通	⑤	路線バス利用者数	R元年度 (2019年度) 5,911人	R7年度 (2025年度) 4,213人	R12年度 (2030年度) 6,200人	
防災指針	治水対策	⑥	普通河川の浚渫延長	R元年度 (2019年度) 1,060m	R7年度 (2025年度) 3,840m	R7年度 (2025年度) 4,060m	R12年度 (2030年度) 6,560m
	防災体制づくり	⑦	個別計画参加町内会数	R元年度 (2019年度) 93町内会	R7年度 (2025年度) 93町内会	R7年度 (2025年度) 98町内会	R12年度 (2030年度) 102町内会
		⑧	自主防災組織活動カバー率	R元年度 (2019年度) 78.17%	R7年度 (2025年度) 83.41%	R7年度 (2025年度) 81%	R12年度 (2030年度) 83.5%

□ 指標①：居住誘導区域の人口密度(グロス)

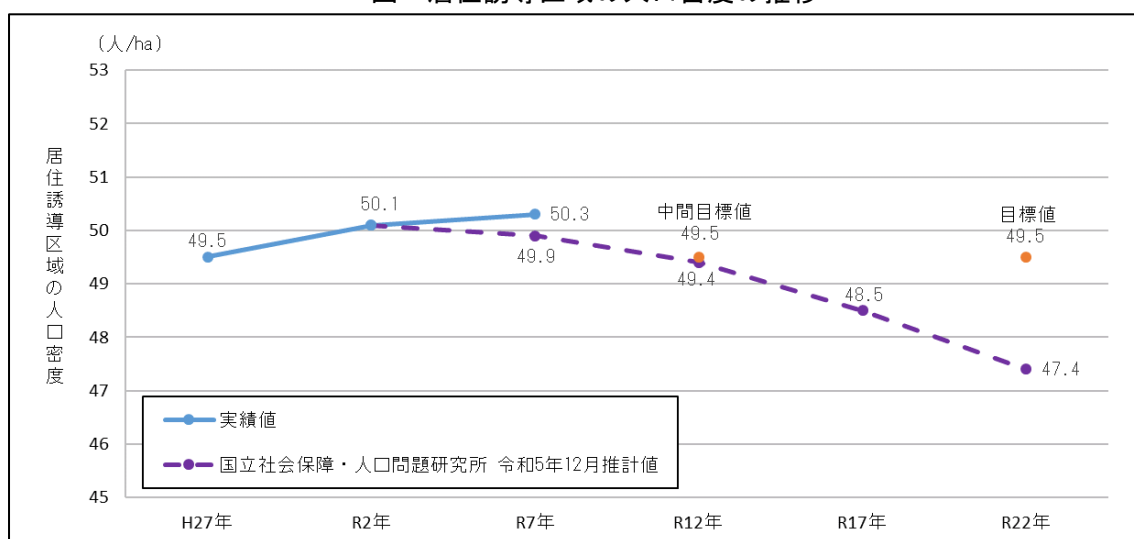
▶ 49.5 人/ha（基準値）→ 50.3 人/ha（現況値）

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・居住誘導区域の人口密度は、令和 12 年（2030 年）及び令和 22 年（2040 年）の目標値を上回っています。
- ・居住誘導区域の人口密度の維持・向上につながる居住や都市機能に関する誘導施策など、様々な施策を実施しています。
- ・居住誘導区域で受け止めきれない人口の増加に対応するため市街化区域に編入した地区への居住も進んでいます。
- ・居住誘導区域の生活利便性の確保につながる誘導施設の立地は、維持しています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和 12 年（2030 年）以降に目標値を下回っています。

指標	H27 年 (2015 年) 基準値	R 7 年 (2025 年) 現況値	R12 年 (2030 年) 中間目標値	R22 年 (2040 年) 目標値
居住誘導区域の 人口密度（グロス）	49.5 人/ha	50.3 人/ha	49.5 人/ha	49.5 人/ha

図 居住誘導区域の人口密度の推移



資料：令和 2 年国勢調査、令和 7 年国勢調査（速報集計）、国立社会保障・人口問題研究所

▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・平成 27 年（2015 年）に比べ、令和 7 年（2025 年）の居住誘導区域の人口密度は増加しており、実施した誘導施策の効果が現れていると考えられます。
- ・市街化区域に編入した地区の居住誘導区域設定は、今後の人口動態を踏まえ、検討していく必要があります。
- ・今後も生活サービスやコミュニティの持続的な確保につなげるため、設定している目標値は適当であると考え、引き続き居住に関する誘導施策を実施していきます。

□ 指標②：泉沢地域の居住誘導区域の人口

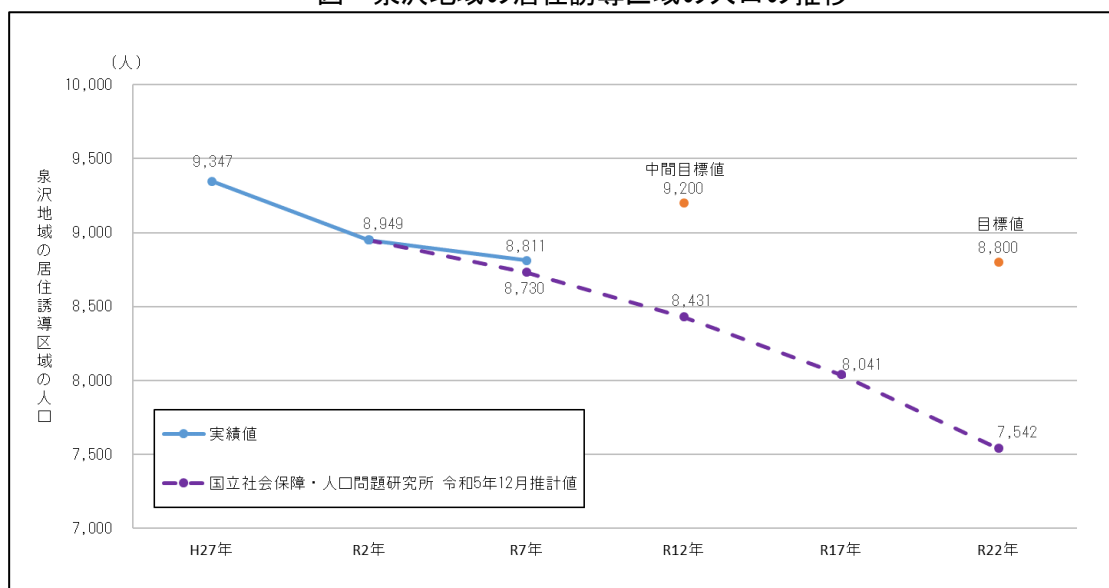
▶ 9,347 人（基準値）→ 8,811 人（現況値）

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・ 泉沢地域の居住誘導区域の人口は、令和 12 年（2030 年）の中間目標値を下回っています。
- ・ 泉沢地域の居住誘導区域の人口の維持につながる居住や都市機能に関する誘導施策など、様々な施策を実施しています。
- ・ 泉沢地域における居住誘導区域の生活利便性の確保につながる誘導施設の立地は、維持しています。
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の推計では、目標値を下回ったままとなっています。
- ・ 令和 2 年（2020 年）と令和 7 年（2025 年）を比べると、人口はおおむね維持しています。

指標	H27 年 (2015 年) 基準値	R7 年 (2025 年) 現況値	R12 年 (2030 年) 中間目標値	R22 年 (2040 年) 目標値
泉沢地域の居住 誘導区域の人口	9,347 人	8,811 人	9,200 人	8,800 人

図 泉沢地域の居住誘導区域の人口の推移



資料：令和 2 年国勢調査、令和 7 年国勢調査（速報集計）、国立社会保障・人口問題研究所

▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・ 目標値は下回っているものの令和 2 年（2020 年）と令和 7 年（2025 年）を比べると泉沢地域の居住誘導区域の人口はおおむね維持しており、実施した誘導施策の効果が現れていると考えられます。
- ・ 人口の維持に寄与すると考えられる用途地域の変更など、様々な誘導施策を実施しており、効果が現れるまでには時間がかかるものもあります。
- ・ 今後も泉沢地域の生活サービスやコミュニティの持続的な確保につなげるため、目標値は適当であると考え、引き続き住宅取得支援事業などの居住に関する誘導施策を実施するとともに、今後の状況を踏まえながら新たな誘導施策についても検討していきます。

□ 指標③：都市機能誘導区域に誘導施設が立地している割合

▶ 68%（基準値）→ 68%（現況値）

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・都市機能誘導区域に誘導施設が立地している割合は、基準値を維持し令和 12 年（2030 年）及び令和 22 年（2040 年）の目標値を達成しています。
- ・都市機能誘導区域への誘導施設の立地維持につながる都市機能に関する誘導施策など、様々な施策を実施しています。
- ・都市機能誘導区域外に誘導施設が 1 件立地したものの、活動・交流促進地区の形成に資するものとなっています。

指標	R3 年度 (2021 年度) 基準値	R7 年 (2025 年) 現況値	R12 年 (2030 年) 中間目標値	R22 年 (2040 年) 目標値
都市機能誘導区域 に誘導施設が立地 している割合	68%	68%	68%以上	68%以上

▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・令和 7 年（2025 年）の都市機能誘導区域に誘導施設が立地している割合は、基準値を維持しており、実施した誘導施策の効果が現れていると考えられます。
- ・今後も都市機能による各種サービスの効率的な提供につなげていくため、設定している目標値は適当であると考え、引き続き都市機能に関する誘導施策を実施していきます。

□ 指標④：中心市街地の歩行者通行量

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・中心市街地の歩行者通行量は、交通量調査員が歩行者数を計測し、その値を基に推計しているため、令和2年度（2020年度）の調査は新型コロナウイルスの影響により実施していません。
- ・令和3年度（2021年度）以降の調査については、歩行者数を継続的に把握出来る定点カメラを用いて計測する方法に改め、調査地点の数を30か所から18か所へ見直しています。
- ・調査方法の変更に伴い千歳市第7期総合計画の基準値、現況値及び目標値を変更しています。
- ・中心市街地の歩行者通行量の増加につながる居住や都市機能に関する誘導施策など、様々な施策を実施しています。
- ・中心市街地の歩行者通行量の増加につながる誘導施設の立地は、維持しています。

指標	R元年度 (2019年度) 基準値	R7年度 (2025年度) 現況値	R12年度 (2030年度) 目標値
中心市街地の 歩行者通行量	20,968人	—	21,605人

▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・歩行者通行量の調査方法を変更したことに伴い、千歳市第7期総合計画の目標値を変更したため、動向を把握する必要があります。

指標「中心市街地の歩行者通行量」は、千歳市第7期総合計画と連動させているため、調査方法を変更した後の「中心市街地の歩行者通行量」について整理します。

□ 指標：中心市街地の歩行者通行量

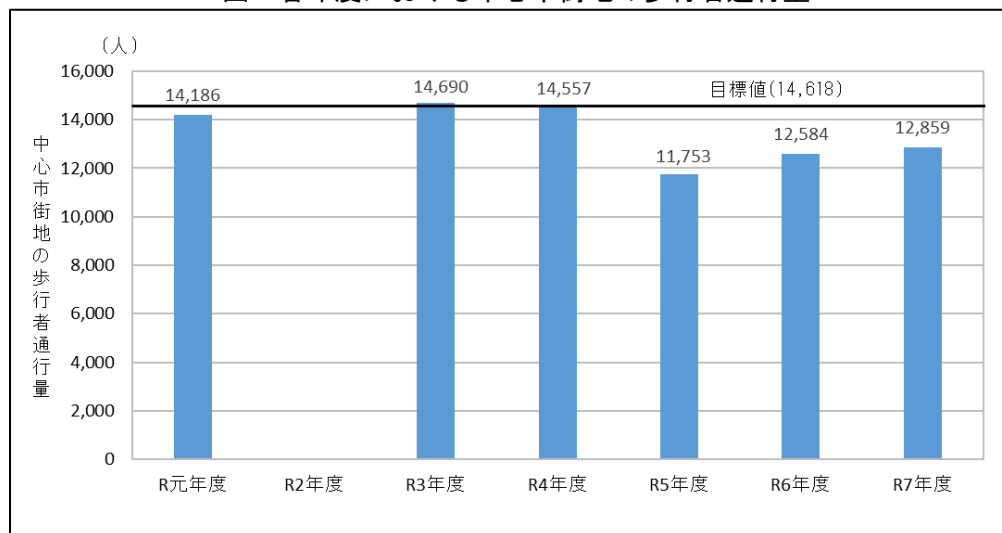
▶ 14,186 人（基準値）→ 12,859 人（現況値）

▶ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・ 中心市街地の歩行者通行量の調査方法を変更したことにより、調査地点の数を 30 か所から 18 か所に減らした分の歩行者通行量が減少しているため、基準値及び目標値を変更しています。
- ・ 中心市街地の歩行者通行量は、令和 12 年度（2030 年度）の目標値を下回っています。
- ・ 中心市街地の歩行者通行量の増加につながる居住や都市機能に関する誘導施策など、様々な施策を実施しています。
- ・ 中心市街地の歩行者通行量の増加につながる誘導施設の立地は、維持しています。
- ・ 令和 5 年度（2022 年度）は、千歳場外発売所（Aiba 千歳）の移転などにより減少したと考えられますが、その後は増加しています。

指標	R 元年度 (2019 年度) 基準値	R 7 年度 (2025 年度) 現況値	R12 年度 (2030 年度) 目標値
中心市街地の歩行者通行量	14,186 人	12,859 人	14,618 人

図 各年度における中心市街地の歩行者通行量



▶ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・ 目標値は下回っているものの令和 5 年度（2023 年度）以降は増加しており、実施した誘導施策の効果が現れていると考えられます。
- ・ 今後も都市機能による各種サービスの効率的な提供につなげていくため、引き続き都市機能に関する誘導施策を実施するとともに、まちなかの再構築を促すなど新たな誘導施策についても検討していきます。
- ・ 指標は、千歳市第7期総合計画に連動させているため、今後も動向を把握していきます。

□ 指標⑤：路線バス利用者数

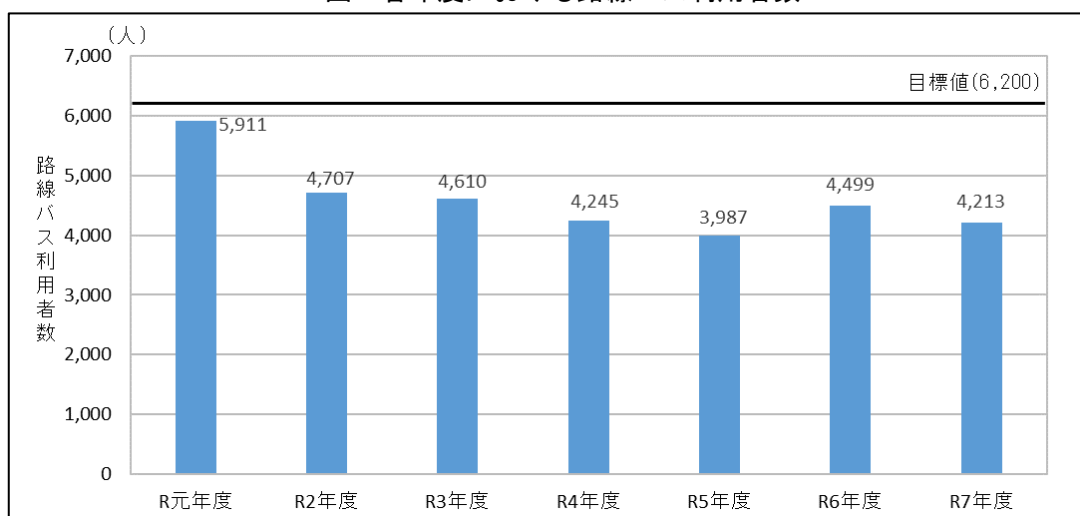
▶ 5,911 人（基準値）→ 4,213 人（現況値）

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・路線バス利用者数は、令和 12 年度（2030 年度）の目標値を下回っています。
- ・路線バス利用者数の維持につながる公共交通に関する施策や都市機能に関する誘導施策など、様々な施策を実施しています。
- ・路線バス利用者数の確保につながる誘導施設の立地は、維持しています。
- ・路線バス利用者数は、新型コロナウイルスの影響で減少した令和 2 年度（2020 年度）以降、おおむね維持しています。
- ・令和 8 年度（2026 年度）の路線バス利用者数は、すでに調査を実施しており、4 月のバス路線の新設や増便等により 5,644 人に達し、令和 12 年度（2030 年度）の目標値に近づいています。

指標	R 元年度 (2019 年度) 基準値	R 7 年度 (2025 年度) 現況値	R12 年度 (2030 年度) 目標値
路線バス利用者数	5,911 人	4,213 人	6,200 人

図 各年度における路線バス利用者数



▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・令和 2 年度（2020 年度）以降の路線バス利用者数はおおむね維持しており、実施した誘導施策の効果が現れていると考えられます。
- ・利用者数の維持に寄与すると考えられる交通結節点としての機能向上など、様々な誘導施策を実施しており、効果が現れるまでには時間がかかるものもあります。
- ・令和 8 年度（2026 年度）には路線バス利用者数が 5,644 人と大きく増加していることや拠点間を結ぶ都市の骨格となる公共交通ネットワークの確保のため、目標値は適当であると考え、引き続き千歳市地域公共交通計画の改訂など公共交通に関する誘導施策を実施するとともに、今後の状況を踏まえながら新たな誘導施策についても検討していきます。

□ 指標⑥：普通河川の浚渫延長

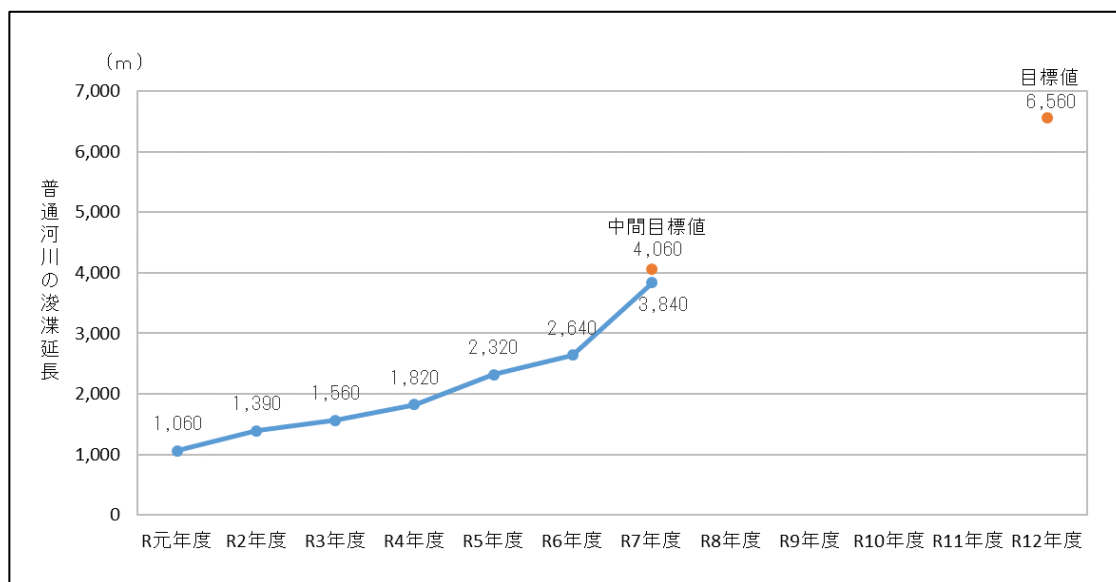
▶ 1,060m（基準値）→ 3,840m（現況値）

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・普通河川の浚渫延長は、中間目標値を下回っています。
- ・周辺の土地利用や気象状況によって変化する土砂の堆積量を踏まえ、浚渫を実施しています。

指標	R元年度 (2019年度) 基準値	R7年度 (2025年度) 現況値	R7年度 (2025年度) 中間目標値	R12年度 (2030年度) 目標値
普通河川の 浚渫延長	1,060m	3,840m	4,060m	6,560m

図 各年度における普通河川の浚渫延長



▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・中間目標値は下回っているものの土砂の堆積量に応じて浚渫を実施しており、河川氾濫などの浸水被害の防止等のため、今後も継続して実施する必要があります。
- ・令和7年度（2025年度）は中間目標値を下回っていますが、令和8年度（2026年度）は1,100mの浚渫を予定し中間目標の達成を見込んでいることや今後も継続的に治水対策を進めていく必要があるため、設定している目標値は適当であると考え、継続的に取組を実施していきます。

□ 指標⑦：個別計画参加町内会数

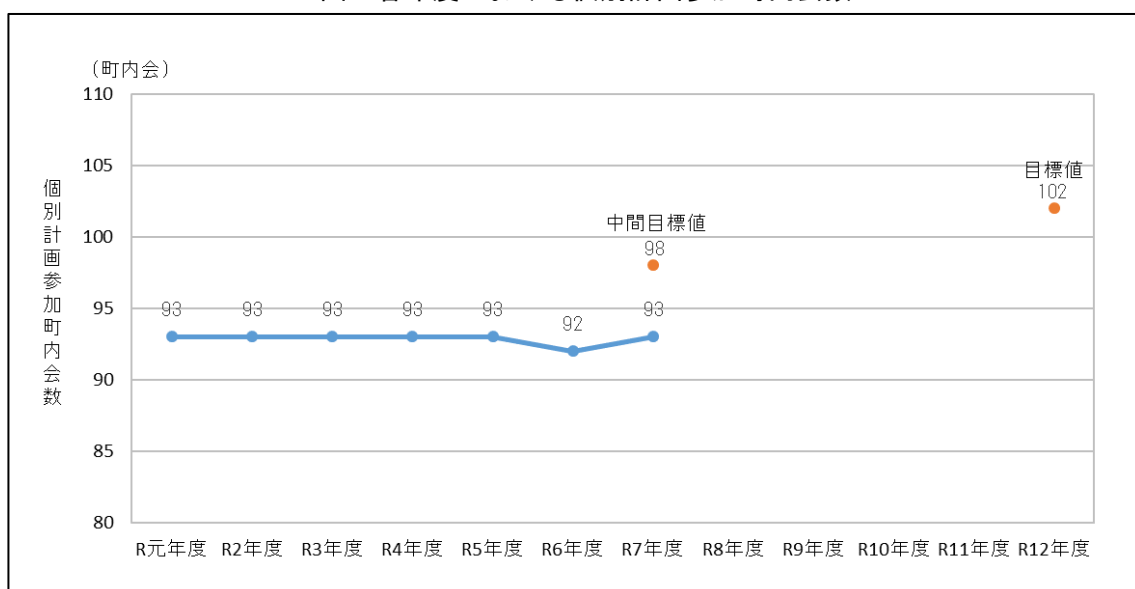
▶ 93 町内会（基準値）→ 93 町内会（現況値）

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・ 個別計画参加町内会数は、中間目標値を下回っています。
- ・ 個別計画参加町内会数の維持につながる防災指針に基づく取組など、様々な取組を実施しています。
- ・ より効果的な施策の評価を行うため、千歳市第7期総合計画及び千歳市強靱化計画の指標を「避難行動要支援者名簿新規登録者数」に変更しています。

指標	R 元年度 (2019 年度) 基準値	R 7 年度 (2025 年度) 現況値	R 7 年度 (2025 年度) 中間目標値	R12 年度 (2030 年度) 目標値
個別計画参加 町内会数	93 町内会	93 町内会	98 町内会	102 町内会

図 各年度における個別計画参加町内会数



▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・ 令和元年度（2019 年度）と令和 7 年度（2025 年度）を比べると個別計画参加町内会数は維持しており、実施した取組の効果が現れていると考えられます。
- ・ より効果的な施策の評価を行うことを目的に千歳市第7期総合計画及び千歳市強靱化計画の指標を変更したため、「避難行動要支援者名簿新規登録者数」の動向を把握する必要があります。

指標「個別計画参加町内会数」は、千歳市第7期総合計画及び千歳市強靱化計画と連動させているため「避難行動要支援者名簿新規登録者数」について整理します。

□ 指標：避難行動要支援者名簿新規登録者数

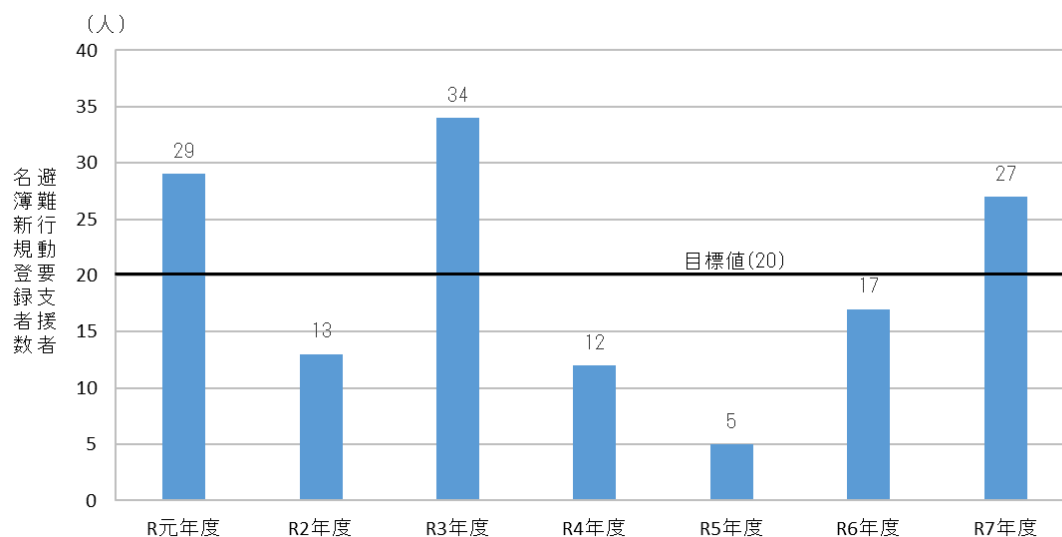
▶ 29人（基準値）→ 27人（現況値）

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・避難行動要支援者名簿新規登録者数は、令和12年度（2030年度）の目標値を上回っています。
- ・避難行動要支援者名簿新規登録者数の維持につながる防災指針に基づく取組など、様々な取組を実施しています。
- ・令和元年度（2019年度）、令和3年度（2021年度）及び令和7年度（2025年度）における避難行動要支援者名簿新規登録者数は、目標値を上回っています。

指標	R元年度 (2019年度) 基準値	R7年度 (2025年度) 現況値	R12年度 (2030年度) 目標値
避難行動要支援者 名簿新規登録者数	29人	27人	20人

図 各年度における避難行動要支援者名簿新規登録者数



▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・令和7年度（2025年度）の避難行動要支援者名簿新規登録者数は目標値を上回り、実施した取組の効果が現れていると考えられます。
- ・指標は、千歳市第7期総合計画及び千歳市強靱化計画に連動させているため、今後も動向を把握していきます。

□ 指標⑧：自主防災組織活動カバー率

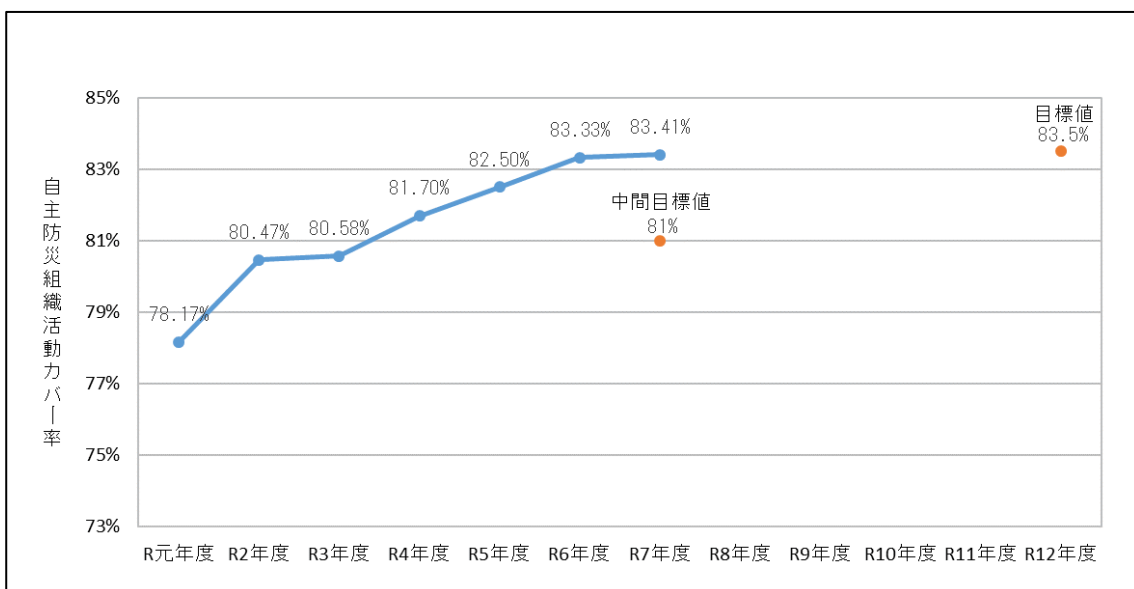
▶ 78.17%（基準値）→ 83.41%（現況値）

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・ 自主防災組織活動カバー率は、中間目標値を上回っています。
- ・ 自主防災組織活動カバー率の維持につながる防災指針に基づく取組など、様々な取組を実施しています。

指標	R元年度 (2019年度) 基準値	R7年度 (2025年度) 現況値	R7年度 (2025年度) 中間目標値	R12年度 (2030年度) 目標値
自主防災組織 活動カバー率	78.17%	83.41%	81%	83.5%

図 各年度における自主防災組織活動カバー率



▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・ 令和7年度（2025年度）の自主防災組織活動カバー率は中間目標値を上回っており、実施した取組の効果が現れていると考えられます。
- ・ 今後も防災体制づくりにより水災害や土砂災害に備えるため、設定している目標値は適当であると考え、引き続き防災指針に基づく取組などを実施していきます。

（２）計画の見直し

指標については、「泉沢地域の居住誘導区域の人口」など、目標値を下回る指標がある一方で、千歳市立地適正化計画に掲げるまちづくり方針の達成に当たり、特に重要と考えられる「居住誘導区域の人口密度（グロス）」及び「都市機能誘導区域内に誘導施設が立地している割合」は目標を達成しています。一部の指標は、千歳市第７期総合計画及び千歳市強靱化計画の指標を変更したため、動向を把握する必要がありますが、現況値等はこれらの計画において把握しています。

また、人口の増加に対応するため市街化区域に編入した地区については、居住誘導区域の設定を検討する必要がありますが、その判断には今後の人口動態を踏まえる必要があります。

さらに、Rapidus 株式会社の立地により本市を取り巻く状況は変化しているものの、目指すべき都市の骨格構造等の形成に資するものであることや、千歳市立地適正化計画はおおむね 20 年後の都市の姿を展望した計画であり、策定から 5 年が経過した段階であることに加え、実施した誘導施策や取組の中には着手して間もないものもあります。そのため、その効果を十分に発現するためには、長期的な視点で動向を把握しながら継続的に取り組んでいく必要があります。

以上のことから、現時点では計画の見直しは行いませんが、今後も将来都市像の実現に向けて計画に掲げる各種施策に取り組むとともに、社会情勢の変化への対応や新たな施策の追加などが必要になった場合は、必要に応じて計画の見直しについて検討していきます。

千歳市立地適正化計画の評価

令和8年10月

千歳市企画部まちづくり推進課

〒066-8686 北海道千歳市東雲町2丁目34番地

TEL:0123-24-3131（代表）

FAX:0123-22-8854